

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議長 大 沢 芳 朋 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

定期監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第 1 9 9 条第 1 項）及び行政監査（同条第 2 項）。

3 監査等の対象 市民生活課

4 監査期日 令和 5 年 9 月 7 日

5 監査等の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和 5 年度上山市監査計画の「2 監査の実施方針」により行った。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

市民生活に密接かつ多岐にわたる行政サービスを所管する課として、日頃から市民に寄り添い適正かつ丁寧に対応されていることの労を多とする。今後とも市役所の顔となり、親しみある窓口サービスに努めるとともに、市民目線による利便性向上に向けた行政サービスを推進されたい。